

平成 16 年 3 月 22 日制定（国空機第 1223 号）

平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空機第 282 号）

令和 3 年 3 月 31 日一部改正（国空機第 1263 号）

令和 4 年 4 月 1 日一部改正（国空機第 1190 号）

セキュラリティ

国土交通省航空局安全部安全政策課長

件名：操縦室用音声記録装置（CVR）の点検について

1. 目的

このセキュラリティは、昭和 58 年に行われた「音声記録装置の点検整備検討会」の検討結果及び新技術を採用した操縦室用音声記録装置（以下、「CVR」と言う。）の信頼性の向上の状況を踏まえ、CVR の点検間隔等について定めるものである。

2. CVR の定期点検

当該 CVR の製造メーカー又は当該 CVR を搭載する航空機の製造メーカーが定める間隔及び項目に従って定期点検を行うこと。

ただし、音声を磁気テープに記録する CVR にあっては、上記定期点検に加えて 1 日 1 回以上作動点検を行うこと。

3. 作動点検の実施者

上記 2 項の作動点検は、特定飛行機普通 N（耐空類別が飛行機普通 N であつて最大離陸重量が 5,700Kg を超える飛行機）及び耐空類別が飛行機輸送 T の航空機にあっては整備士が、それ以外の航空機にあっては整備士又は操縦士が行うこと。

4. 技術通報（サービス・ブレイン）の実施促進

CVR の性能向上に係る技術通報の実施を促進すること。

附 則

1. 本サーキュラーは、平成 16 年 7 月 1 日から適用する。

ただし、昭和 58 年 8 月 5 日付空検第 592 号「操縦室用音声記録装置 (CVR) の整備点検方法の改善について」に従って、2 項後段の 1 日 1 回以上の作動点検を実施しているものにあっては、平成 16 年 7 月 1 日以前であっても、2 項前段の製造メーカーが定める間隔及び項目に従った点検を実施することにより、2 項後段の作動点検に代えることとしてよい。
2. 本サーキュラーにより、昭和 58 年 8 月 5 日付空検第 592 号「操縦室用音声記録装置 (CVR) の整備点検方法の改善について」は廃止する。

附則（平成 23 年 6 月 30 日）

1. 本サーキュラーは、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附則（令和 3 年 3 月 31 日）

1. 本サーキュラーは、令和 3 年 3 月 31 日から適用する。
2. このサーキュラーの施行の際現に改正前の規則附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送 C である航空機は、特定飛行機普通 N（耐空類別が飛行機普通 N であつて最大離陸重量が 5,700Kg を超える飛行機）である航空機とみなす。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

1. 本サーキュラーは、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については、下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部安全政策課 航空機検査官

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話番号 03-5253-8737

FAX 03-5253-1661